

西之表市指定文化財旧上妻家住宅便益施設・ランドスケープ 基本的な考え方

1. 西之表市指定文化財旧上妻家住宅便益施設

(1) これまでの経緯

西之表市教育委員会の調査の結果を受けて、西之表市が旧上妻家住宅を2016年に取得し、国の登録有形文化財に登録。その後、寛永4(1751)年の棟札や絵図等の古文書が発見される。補助事業で修復をはじめるとあたり、保存活用計画の策定を開始し、新建材の後補材等を撤去する等の調査を実施、隅木が明治期の2階増築の際に2方向で切断されていること、玄関周りが幾度か改築されていること等が痕跡等から確認され、耐震対策を含めた構造補強のため2階を減築し、平屋として復元、修復する方針となった。一方、登録有形文化財の補助事業で工事を進めようとしたが困難となり、西之表市馬毛島の自衛隊施設整備にともなう交付金等の助成を受けて、2023年から公開施設としての整備に向けた事業が再開された。その調査で2階竿縁天井を解体したところ、2階小屋組に切断された元の隅木が発見され、1階の復元範囲が確定、1階に増築部分が生じることとなった。2階部分や1階水回り部分が減築されるが、1階玄関周辺に建築行為が生じるため、建築基準法の適用除外の申請が不可避となり、登録有形文化財を抹消し、西之表市指定文化財に指定して、公開施設への復元修理が現在進められている。

- 2012 年 旧上妻家住宅立面図・住宅内平面図、鉄砲館により作成
旧上妻家住宅所蔵史料(55点)の調査を鉄砲館が実施
調査を終えた史料(55点)、上妻氏より鉄砲館へ寄託される
- 2013 年 文化庁調査官 住宅調査(国登録有形文化財建造物候補のため)
- 2015 年 鹿児島県文化財保護審議会(建造物担当)委員 住宅調査
- 2016 年 旧上妻家住宅を西之表市が取得 住宅内所蔵の史料調査開始
- 2017 年 主屋・門 国登録有形文化財(建造物)登録 文化庁調査官 住宅調査
- 2018 年 文化庁調査官 住宅調査
- 2019 年 敷地内建物6棟解体工事実施(経年劣化で危険な建物)
- 2020 年 住宅耐震診断調査実施
- 2021 年 旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会設置、委員会開催(3回)
専門家による調査実施 文化庁調査官住宅調査(県教委同行)
- 2022 年 文化財建造物保存技術協会 東坂技術参与招聘 指導・助言
旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会開催(2回)
専門調査実施、敷地内測量、立木調査、保存活用計画策定

- 2023 年 旧上妻家住宅修理方針検討委員会
旧上妻家住宅公開整備事業（調査・設計図作成業務）
- 2024 年 旧上妻家住宅修理方針検討委員会
旧上妻家住宅公開整備事業（実施設計業務）
登録有形文化財抹消し西之表市指定文化財に指定
- 2025 年 旧上妻家住宅修理方針検討委員会
鹿児島県建築審査会で建築基準法三条の適用除外の許可

旧上妻家住宅修理方針検討委員会で、トイレ等は別棟とした方が、旧上妻家住宅の価値の継承と見学者の利便性を高められるとの方針となった。また、指定文化財に隣接して計画されることから、公募により計画案を決定する方が好ましいとの結論となり、西之表市指定文化財旧上妻家住宅便益施設・ランドスケープ設計案選定設計競技を実施することとなった。

（２）基本的な考え方

西之表市指定文化財旧上妻家住宅を公開施設として活用するために必要となる来館者のための機能と、今後、西之表市指定文化財旧上妻家住宅を維持・管理するための機能で、指定文化財の価値を継承する点から旧上妻家住宅内に設けることができない機能を便益施設として、旧上妻家住宅の別棟として整備する。

■西之表市指定文化財旧上妻家住宅を敷地全体の中核施設として位置づけ、便益施設は、その旧上妻家住宅を支援する補佐的な機能・形態・デザインとする。旧上妻家住宅を四方から望見する際に、便益施設はできるだけ支障のない位置に計画する。

■便益施設からも西之表市指定文化財旧上妻家住宅を眺められることが望ましい
—旧上妻家住宅修理方針検討委員会では、藤村記念堂（1947 谷口吉郎）のような考え方について事例調査を実施した。

■来島者や市民のための便益機能としてバリアフリー対策に配慮した計画とする。オストメイト対応の車椅子でも利用できるトイレを設けることが望ましく、高齢者や子どもにも配慮した計画とすること。

■種子島地域の気候風土と高台の敷地にあることに配慮し、台風や強風・豪雨の対策を行い、建物の維持管理に支障のない計画とすること。また、防災的に問題のない配置計画、構造計画とすること。部材を保管する倉庫は、雨水の侵入や換気に配慮した位置、計画とする。

■地球温暖化防止に配慮した計画とすること。

■地域産材の使用等、種子島の地域に根ざした計画とし、地域経済の活性化に貢献できる素材や工法とすること。

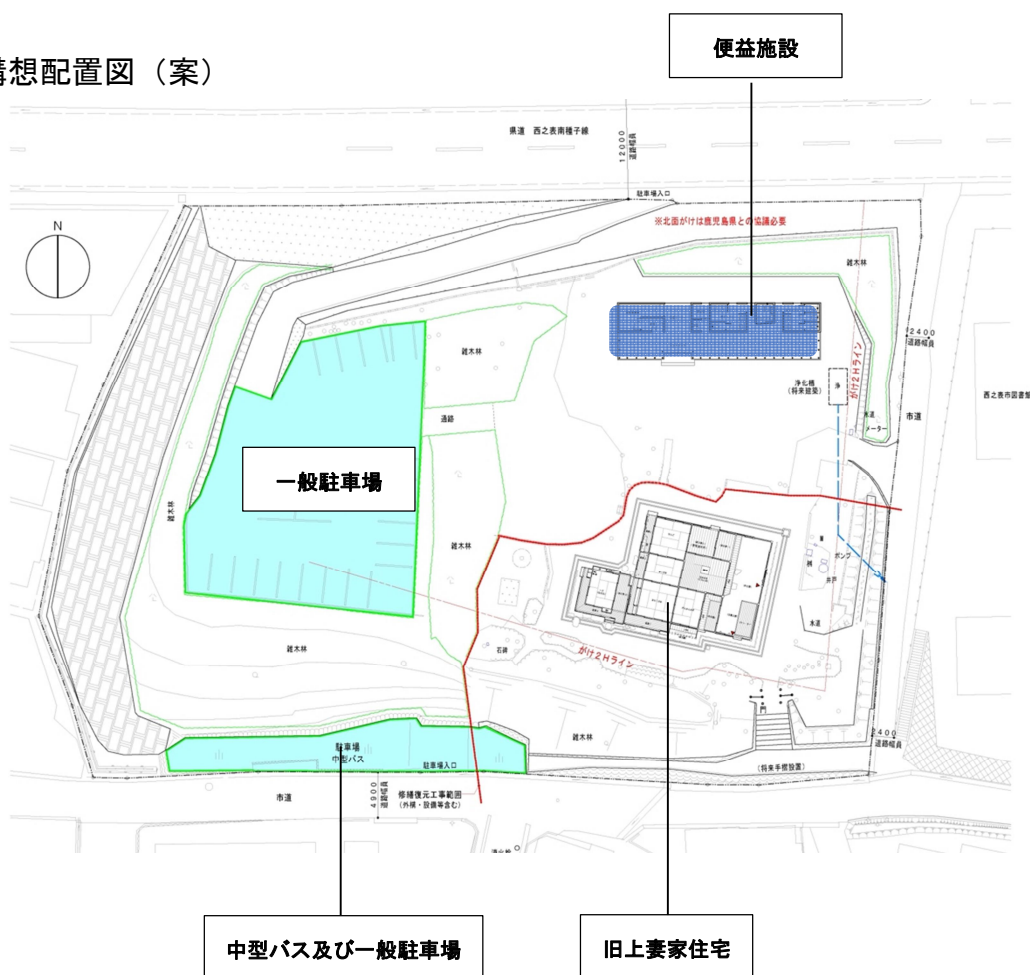
(3) 必要諸室と機能

基本構想では、下記機能や条件を満たし、想定している各室の面積は下記とする。

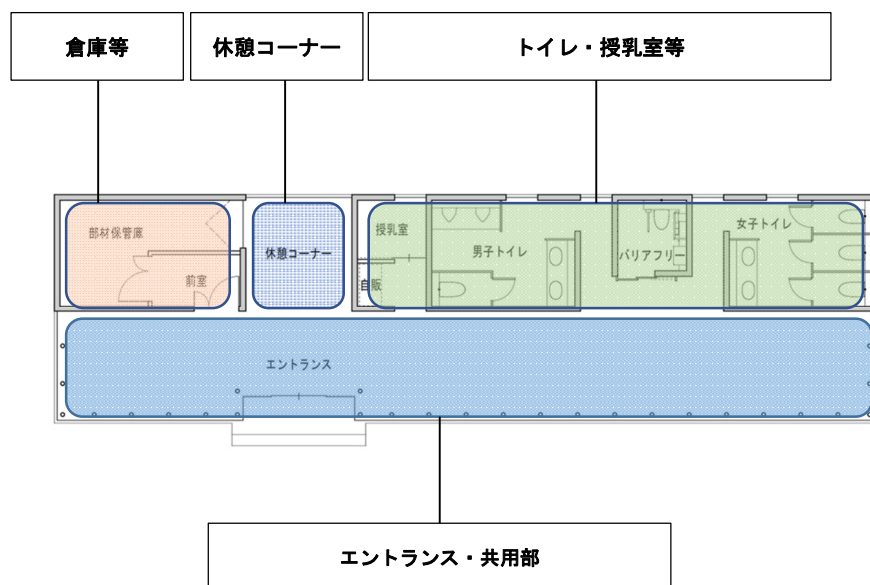
基本構想の機能と面積

機能	室名		条件等	各室面積 (㎡)
来館者のための機能 上妻家を見学する市民と来島者が心地よく休憩できる計画とする。子どもから高齢者、障害のある方までが利用する	エントランス		強風対策に配慮した段差のない計画とする	10
	休憩コーナー（自販機コーナー含む）		文化財に冷暖房がないためクールダウンや暖をとり休憩でき、椅子・テーブルを配置する。壁面は展示等で活用でき、自販機コーナーも設ける	30
	便所 合併浄化槽を近辺に設けること	バリアフリースイレ	車椅子/オストメイト対応を1か所程度設ける	5
		男子便所	洗面2 小便器2 大便器1程度とする	12
		女子便所	洗面2 大便器3 程度とする	12
	授乳室		扉を開放した際に内部が見えない工夫をすることが望ましい	5
維持管理運営のための機能	倉庫	前室	備品倉庫は一部共用部から内部を視認できてもよい。前室に旧上妻家住宅の監視盤等を設ける予定	40
		備品倉庫		
		部材保管庫		
共用部			展示ギャラリーを兼ねる	16
合計床面積				130

基本構想配置図（案）



基本構想平面図（案）



2. 西之表市指定文化財上妻家住宅ランドスケープ

(1) 基本的な条件

基本構想では下記の方針と課題が明らかになっており、基本設計での解決が望まれている。

■西之表麓の武家集落は、台地上に敷地周囲に防風林の役目をはたす高木を配置し、居宅や付属屋を強風からまもってきた。現在、敷地が細分化され、昔の景観を残している敷地は少ないが、この旧上妻家住宅は敷地が江戸期より分割されず一つの武家住宅として使い続けられてきた。基本構想配置図での、便益施設の位置には、貸家や付属屋があったが、取り壊されて現存していない。ランドスケープの基本方針として、台地上の敷地内機能を強風からまもるため、外周には高木を配置する。

■県道側の北側法面は、敷地の一部を割譲して県道を整備する際に、鹿児島県が構築した法面で安全性が確保されていると考えられる。現在の車両の敷地へのアプローチは、この北側法面に設けられている狭隘で急傾斜の敷地内通路のみで、整備後もこの敷地内通路を利用する予定である。県道の出入口付近の通行が難しく、今後、若干の工事により出入口付近等が少しでも改良されることが望ましい。

■敷地西側の法面は防災対策で鹿児島県が整備したものである。

■敷地東側（現図書館側）は、江戸期から切通しの馬場を整備したもので、今後の整備が課題となっている。この旧馬場からの車両のアプローチは考えていない。

■敷地南東角の武家門からの歩行者動線は、南東角から旧来の階段を利用したアプローチを今後も利用する予定である。石垣は間知積擁壁の部分もありオリジナルではないと判断される部分もあるが、現状を補修補強しながら活用する。武家門を南へ階段を降り西へ下る敷地内の狭隘なスロープは利用しないことを考えている。

■敷地南側道路は大型バスが通行できないが中型以下のバスの通行が可能で、敷地南側の西半分の道路との並行部分に中型バス（1台程度）や普通自動車の駐車場の整備を検討する。なお、車椅子対応の駐車場や管理者車両等は、北側の車路を使い、台地上の便益施設周辺か台地上敷地内西側の駐車スペースを利用する方針とする。

■既存樹木をできるだけ活かすとともに、新植樹木については、種子島の植生に適した樹木を検討する。

■西之表市指定文化財上妻家住宅の南側の庭園は、昭和初～中期に改変されており復元することも検討したが、根拠となる資料が現在無いことから、復元までは考えていない。

■西之表市指定文化財上妻家住宅の東側には、武家門を入り右手側には、蔵や付属屋があったことが伝承でしめされているため、今後、痕跡等を調査確認しながら、この部分の外構を整備することが望ましい。

ランドスケープの考え方（略図）※イメージ



既存樹木を活用することを基本とし、外周部に防風対策の樹木を設け、玄関位置の変更に整合した庭園とアプローチの計画を行う。

(2) 現況樹木配置図(立木調査図)

■現況の樹木一覧を以下に示す。



主要な樹木一覧

木の種類	本数
タブ	2
ソテツ	26
イチョウ	1
ヒトツバ	9
ツバキ	27
ミカン	1
ヤナギ	1
カイヅカイブキ	12
サクラ	5
サザンカ	2
マンリョウ	4
ヤマモモ	1
ハマビワ	4
ウメ	3
ビワ	1
トベラ	3
キンカン	1